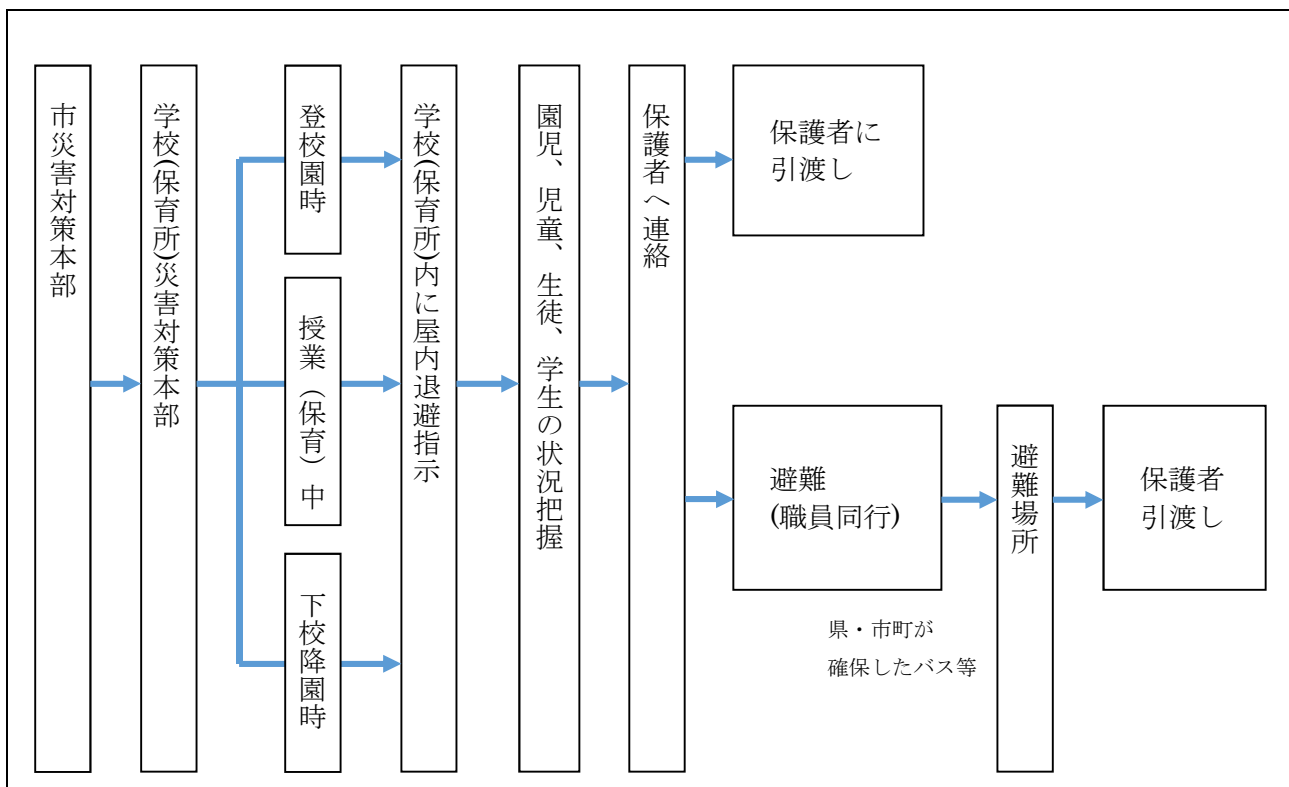


学校、保育所における避難計画の主な記載内容

項目	主な記載内容
緊急連絡体制	・ 防災関係機関の連絡先一覧表の作成
対策本部の体制、役割	・ 学校(保育所)災害対策本部の設置 (総括班、情報連絡班、避難誘導班、救護・衛生班) ・ 班毎の役割
保護者への引渡し	・ 園児、児童、生徒の保護者への引渡し方法 ・ 各園児、児童、生徒の緊急時引き渡しカードの作成
避難(屋内退避)時の対応	・ 登校(園)時、授業(保育)中、下校(降園)時等における避難(屋内退避)の行動
避難場所等	・ 県、市が定める避難場所、避難経路、避難方法の把握

[避難の流れ]



〇〇〇〇学校原子力災害時避難計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、羽咋市地域防災計画(第5編原子力災害対策編)第2章第10節第3に基づき、〇〇〇〇(以下「学校」という。)における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力事業所の原子力事故による災害から、児童生徒および教職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、児童生徒および教職員に適用する。

(校長の役割)

第3条 校長は、本計画に基づき、教職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(教職員の役割)

第4条 教職員は、校長の指揮の下、児童生徒の身体および生命の安全を確保するため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(地域等との連携協力)

第5条 学校は、原子力災害対策の実施に当たり、行政機関、近隣施設、地域住民および保護者等と十分連携、協力を図るものとする。

第2章 原子力災害事前対策

(原子力災害対策に関する事項)

第1条 学校における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、校内防災委員会において原子力災害対策に関する以下の事項を審議するものとする。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時の緊急連絡・通信手段に関すること。
- (3) 避難場所、避難経路および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 児童生徒の保護者への引き渡し方法に関すること。
- (6) 災害用物品の整備に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

(緊急連絡体制の整備)

第2条 校長は、市の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するとともに、あらかじめ緊急時連絡先一覧表(別紙様式1)を作成するものとする。

(保護者への引き渡し)

第3条 校長は、緊急時における児童生徒の保護者等への引き渡し方法を別図1のとおりあらかじめ定めるとともに、緊急時引き渡しカード(別紙様式2)を作成するものとする。

(避難場所、避難経路および避難方法)

第4条 校長は、県および市が定める避難場所、避難経路および避難方法をあらかじめ把握し、原子力災害時において、児童生徒および教職員を集团的に避難させる場合に備えるものとする。

(避難訓練の計画的実施)

第5条 校長は、学校において避難訓練を計画的に実施し、教職員の役割に応じた行動を確認させるとともに、児童生徒が災害時に安全に屋内退避や避難行動を行える能力を身につけさせるものとする。なお、県や市町等が実施する原子力防災訓練に積極的に参加し、原子力災害発生時の対応が円滑に実施できるように努めるものとする。

2 校長は、訓練実施後、その実施効果等の検証を行うものとする。

(災害用物品の整備および点検)

第6条 校長は、避難誘導等に必要な物品について整備するとともに、定期的に点検を行うものとする。

(災害用物品の例)

- ・避難誘導に必要な物品
ホイッスル、ハンドマイク、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、生徒名簿、緊急時引き渡しカード等
- ・救護に必要な物品
救急箱、健康観察カード、毛布等

第3章 緊急事態応急対策

(学校災害対策本部の設置)

第1条 校長は、市等から、原子力事業所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合、学校内に校長を本部長とする学校災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部は、校長をはじめ全教職員で構成し、校長の指名する者を責任者とする総括班、情報連絡班、避難誘導班、救護・衛生班を設置するものとする。各班の役割は別表1のとおりとする。

第2条 情報の収集および応援要請

校長は、市災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行うとともに、必要と判断する場合は、市災害対策本部に対し、避難誘導員の派遣等の応援要請を行うものとする。

(屋内退避)

第3条 校長は、市災害対策本部から屋内退避指示があった場合、その指示に基づき、別表2、別表4のとおり適切な屋内退避措置を講じるものとする。

(避難)

第4条 校長は、市災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童生徒の避難準備を行うものとする。

2 校長は、市災害対策本部に対し、児童生徒および教職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。

3 校長は、市災害対策本部の指示に基づき、警戒事態において児童生徒の保護者等への引き渡しを行うものとする。児童生徒の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。

4 校長は、市災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3、別表4のとおり児童生徒および教職員の避難を行うものとする。

(児童生徒の健康状態の把握・健康管理)

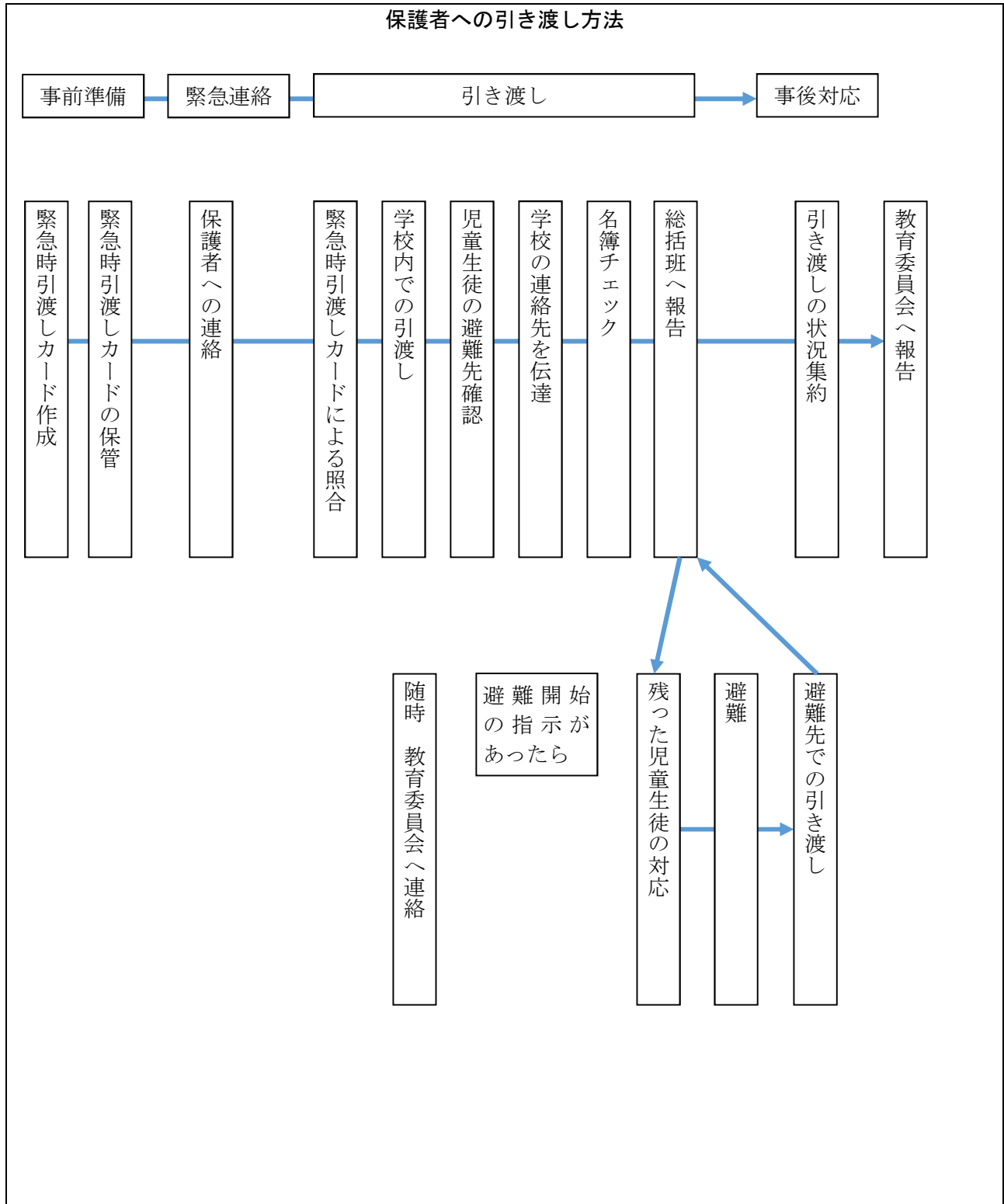
第5条 校長は、避難場所に避難した時点および随時、児童生徒の健康状態を把握し、異常があった場合には、市災害対策本部等と連絡を取り、適切に対処するものとする。

(児童生徒の保護者等への連絡)

第6条 校長は、避難が完了した場合、児童生徒の保護者および関係機関等へ連絡するものとする。また、児童生徒の健康状態に変化があった場合も同様とする。

2 避難完了後、児童生徒の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。

別図1(第2章 第3条 関係)



別表1(第3章 第1条 関係)

学校災害対策本部の各班とその役割

班編成	担当職	災害に備えての準備事項	災害時における各班の役割
本部長	校長	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 ・保護者に対し、原子力防災時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部を設置し、市からの指示に従い全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 ・市町立学校においては市教育委員会へ、県立学校においては県教育委員会へ、随時状況の報告をする。
総括班	教頭・事務長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時連絡先一覧表を作成する。 ・全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各班との連携のもと、災害対策担当部局や教育委員会等との連絡に当たる。
情報連絡班	教務部・副担任	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連絡体制を確認しておく。 ・緊急時引き渡しカードの作成状況を確認し、保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の避難状況等について、保護者からの問い合わせに対応する。 ・児童生徒の引き渡しについて保護者等へ連絡する。
避難誘導班	学年主任・担任・副担任	<p>【1 屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路について、児童生徒に周知徹底を図る。 <p>【2 避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が手配する車両に児童生徒が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路について、児童生徒に周知徹底を図る。 	<p>【1 屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童生徒等に状況の説明をし、次の指示が出るまで教室内で待機させる。 ・屋内退避が完了したときは、速やかに総括班に報告する。 <p>【2 避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を速やかに屋内に退避させ、状況を説明する。その後、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序良く乗車させる。 ・避難時には、なるべくマスク、帽子、上着を着用させる。 ・原則として教職員が児童生徒と行動をともにし、児童生徒がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 ・避難が完了したときは、速やかに総括班に報告する。
救護・衛生班	保健主事・養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・救急用品の確保および救護体制を整備する。 ・避難時や屋内退避時の放射線防護対策を確認しておく。 	<p>【1 屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。 <p>【2 避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、児童生徒等および教職員に対する的確な救護と応急的な措置および健康観察を行う。

別表2(第3章 第3条 関係)

状況に応じた原子力災害への対応(屋内退避の場合)

	児童生徒の動き	教職員の動き
登校時に災害が発生	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線や広報車などの放送をしっかり聞き、その指示に従う。 ○家が近くの場合には家へ帰り、その後、市からの指示に従う。 ○学校に近い場合には登校し、先生の指示で速やかに屋内に退避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○登校してきた児童生徒を、速やかに教室に退避させる。 ○児童生徒の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○保護者(家庭)へは、学校から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう。)
授業中等に災害が発生	<ul style="list-style-type: none"> 《授業中・休み時間・放課後・部活動中》 ○屋外にいた時は、先生の指示で速やかに屋内に退避する。 	<ul style="list-style-type: none"> 《授業中や休み時間・放課後や部活動中》 ○校内放送により、自分の教室以外にいる児童生徒を、速やかに教室に退避させる。 ○児童生徒の把握に努め、総括班へ報告する。 ○教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○保護者(家庭)へは、学校から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう。)
下校時に災害が発生	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線や広報車などの放送をしっかり聞き、その指示に従う。 ○家が近くの場合には家へ帰り、その後、市からの指示に従う。 ○学校に近い場合には、学校に戻り、先生の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校に残っていたり、戻ってきた児童生徒を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告する。 ○教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○保護者(家庭)へは、学校から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう。)
学校外活動中に災害が発生	<ul style="list-style-type: none"> 《屋内避難対象地域内で活動している場合》 ○屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に速やかに退避する。 	<ul style="list-style-type: none"> 《屋内退避対象地域内で活動している場合》 ○防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○屋外活動中の児童生徒を近くの建物に速やか退避させる。 ○なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○野外活動中で屋内退避する建物がない場合、その地域の市町災害対策本部と連絡を取り、指示に従って行動する。 ○低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○児童生徒の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○保護者(家庭)へは、学校から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう)
	<ul style="list-style-type: none"> 《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○公共施設やバスの中で待機する。 	<ul style="list-style-type: none"> 《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○保護者(家庭)へは、学校から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう)
休業日に災害が発生	<ul style="list-style-type: none"> 《自校における課外活動等》 ○屋外にいたときは、先生の指示で速やかに屋内に退避を、先生の指示に従った行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 《自校における課外活動等》 ○防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○屋外にいる児童生徒を、速やかに屋内に退避させ、総括班へ報告する。 ○その場にいる教職員で、市町と協力し、児童生徒の安全に努める。 ○低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○屋内退避したら、児童生徒の健康観察を行い、定期的に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 ○保護者(家庭)へは、本人の所在等を知らせる。

別表3(第3章 第4条 関係)

状況に応じた原子力災害への対応(避難の場合)

	児童生徒の動き	教職員の動き
登校時に災害が発生	<p>○防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。</p> <p>○家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。</p> <p>○学校に近い場合には登校し、先生の指示で、速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。</p> <p>○避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</p> <p>○避難所に着いたら、先生や市町の人の指示に従った行動をとる。</p>	<p>○登校してきた児童生徒を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。</p> <p>○児童生徒の出欠を確認し、総括班へ報告する。</p> <p>○教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。</p> <p>○市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。</p> <p>○避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。</p> <p>○保護者(家庭)へは、学校から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう。)</p>
授業中等に災害が発生	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <p>○屋外にいたら、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。</p> <p>○避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</p> <p>○避難所に着いたら、先生や市町の人の指示に従った行動をとる。</p>	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <p>○屋外にいる児童生徒を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。</p> <p>○児童生徒の把握に努め、総括班へ報告する。</p> <p>○教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。</p> <p>○市町が手配する車両で、指定された避難所へ移動させる。</p> <p>○避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。</p> <p>○保護者(家庭)へは、市町災害対策本部から、児童生徒の避難場所を防災無線等により広報する。</p>
下校時に災害が発生	<p>○防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞きその指示に従う。</p> <p>○家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。</p> <p>○学校に近い場合には、学校に戻り、先生の指示に従う。</p> <p>○避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</p> <p>○避難所に着いたら、先生や市町の人の指示に従った行動をとる。</p>	<p>○学校に残っていたり、戻ってきた児童生徒を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告するとともに、避難の準備をさせる。</p> <p>○市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。</p> <p>○避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。</p> <p>○保護者(家庭)へは、学校から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう。)</p>

	児童生徒の動き	教職員の動き
校外活動中に災害が発生	<p>《避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避し、避難の準備をする。 ○避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○避難所に着いたら、先生や市町の人の指示に従った行動をとる。 	<p>《避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○屋外活動中の児童生徒を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○当該市町災害対策本部からの指示で避難誘導し、市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○保護者(家庭)へは、学校から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう。)
	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設やバスの中で待機する。 	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○保護者(家庭)へは、学校から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう。)
休日・夜間に災害が発生	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○避難所に着いたら、先生や市町の人の指示に従った行動をとる。 	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○屋外にいる児童生徒を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をするとともに総括班へ報告する。 ○市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、定期時に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 ○保護者(家庭)へ、本人の所在等を知らせる。 《自宅にいた時に災害が発生した場合》 ○職員は自宅が屋内退避対象地域でない場合に、可能な限り勤務校が指定されている避難所へ向かい、避難所で児童生徒の所在を確認し総括班へ報告する。 また、避難所運営への支援協力をする。

行動チェックリスト(災害発生時)

【学校名: _____】

1 避難準備

区分	チェック項目	結果
活動内容	学校災害対策本部を設置する	
	全教職員は定められた災害活動に従事する	
	児童生徒に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる	
	緊急時引き渡しカードを準備、確認する	
情報収集	市町の災害対策本部からの連絡時に、学校の状況報告や今後の情報伝達方法等について確認する	
	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する	
避難準備	屋内退避または避難指示が出された場合の活動内容を確認し、避難準備を開始する	

2 屋内退避

区分	チェック項目	結果
避難行動	教職員は、児童生徒を安全かつ速やかに教室に退避させる	
活動内容	屋外にいる児童生徒を速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗い、避難準備させる	
	児童生徒の人数を確認し、総括班へ報告する	
	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、換気扇等を止める	
	児童生徒に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる	
	低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する	
	児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う	
	県・市ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法により、児童生徒の状況および引き渡しについて連絡する	
引き渡し	市災害対策本部の指示を確認し、児童生徒を保護者に引き渡す	
避難準備	市災害対策本部に学校の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する	

3 避難指示

区分	チェック項目	結果
避難行動	市災害対策本部から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する	
活動内容	市災害対策本部から指示があった避難場所、避難経路および避難手段の状況を確認する	
	児童生徒の人数を確認し、総括班へ報告する	
	火気等の消化、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する	
	児童生徒に状況を説明し、落ち着かせてから、市災害対策本部が手配する車両で、指定された避難場所へ移動する	
	児童生徒および教職員は、避難場所への移動中はマスク、帽子、上着を着用する	
	避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班に報告する	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う	
	県・市ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する	
家族等への連絡	避難完了後、事前に確認している連絡方法により、児童生徒の状況および引き渡しについて連絡する	
引き渡し	市町災害対策本部の指示を確認し、児童生徒を保護者に引き渡す	

〇〇〇〇〇〇学校 緊急時連絡先一覧表

機関名	電話番号 FAX 番号	所在地
石川県災害対策本部	076-225-1482	金沢市鞍月1丁目1番地
羽咋市災害対策本部	0767-22-7176	羽咋市旭町ア200番地
石川県教育委員会	076-225-1862	金沢市鞍月1丁目1番地
羽咋市教育委員会	0767-22-7131	羽咋市旭町ア200番地
羽咋消防署	0767-22-0089	羽咋市中央町ア185
羽咋警察署	0767-22-0110	羽咋市旭町ユ20
避難場所：		

※学校防災マニュアルと同様式のカードです
 ※作成済みの場合は再度、確認してください

緊急時引き渡しカード

〇〇〇〇〇〇学校

各学校で使いやすいように工夫してください

年 組	ふりがな 氏名	性 別	男 女		
		血液型	型		
現住所	〒	自宅電話番号	()		
		自宅以外連絡先 電話番号	氏名 — —		
		自宅以外連絡先 電話番号	氏名 — —		
保護者氏名	氏名	氏名			
本校在学生の兄弟等	年 組	氏名			
	年 組	氏名			
	年 組	氏名			
児童・生徒の引受人(児童生徒を迎えに来る人、保護者以外の人も含む)					
	引受人氏名	本人との関係	電話番号	徒歩で学校に来るまでの 所要時間	引渡確認
1					
2					
3					
4					
5					
引き渡し時の記載 (引き渡し時に関係者が記入)					
引渡日時	月 日 時	引渡場所	教室・校庭・体育館・避難所 その他()		
引渡者の氏名(職員氏名)					
引渡後の 連絡先	引受人氏名	自宅 電話番号	()		
		携帯 電話番号	— —		

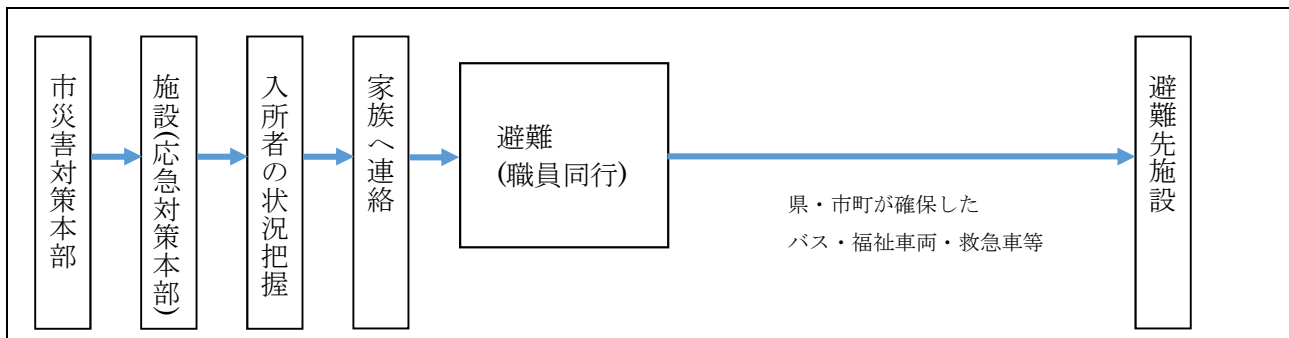
※緊急引き渡しカードは非常持ち出し袋等に常時保管する

病院、社会福祉施設における避難計画の主な記載内容

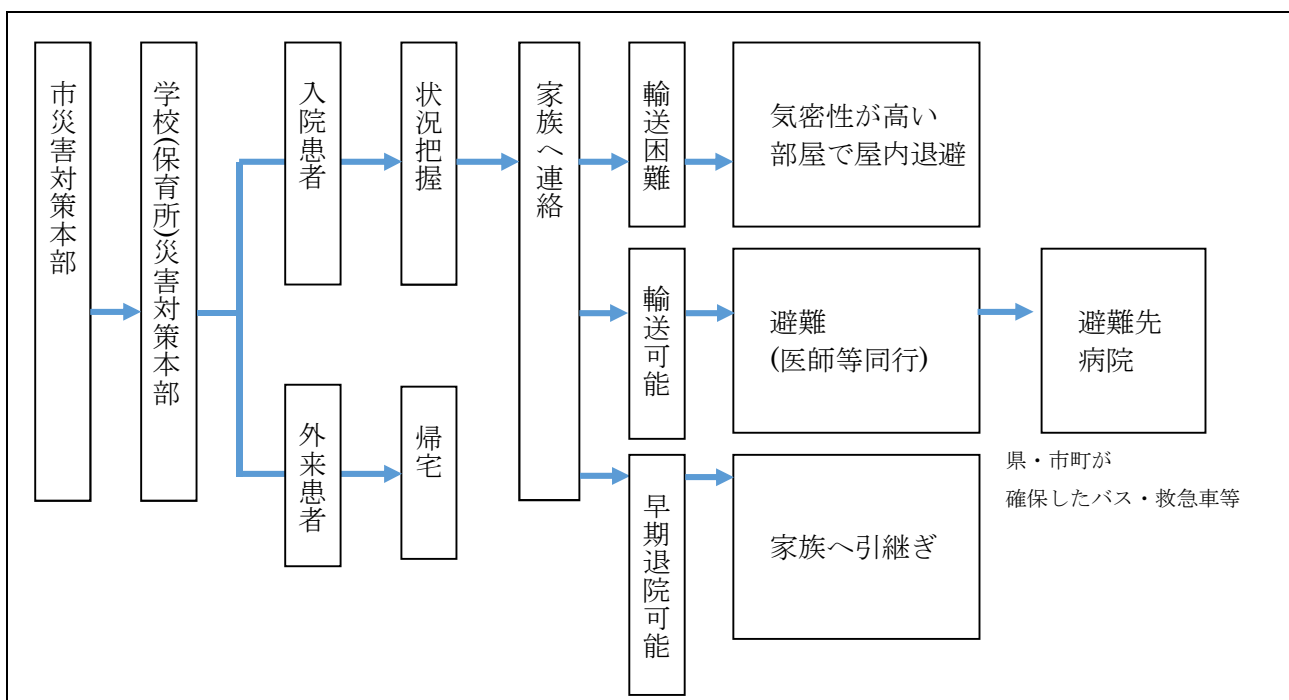
項目	主な記載内容
緊急連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関の連絡先一覧表の作成 ・ 職員招集連絡先、参集方法、参集時間の把握
対策本部の体制、役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策本部の設置 (連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班) ・ 班毎の役割
家族への引継ぎ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族への引継ぎ方法(医療機関) ・ 各施設入所者の入所者情報カードの作成(社会福祉施設)
避難(屋内退避)時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難(屋内退避)の行動チェックリストに基づき活動
避難先施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市が定める避難場所、避難経路、避難方法の把握

[避難の流れ]

社会福祉施設



医療機関



避難計画作成例(病院)

〇〇〇〇病院原子力災害時避難計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、羽咋市地域防災計画(第5編原子力災害対策編)第2章第10節第3に基づき、〇〇〇〇(以下「施設」という。)における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力発電所の原子力事故による災害から、施設入院患者、外来患者、および職員等を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、施設入院患者、外来患者、および職員等に適用する。

(施設管理者の役割)

第3条 施設管理者は、本計画に基づき、施設職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(施設職員の役割)

第4条 施設職員は、施設管理者の指揮のもと、利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(施設入院患者等の役割)

第5条 施設入院患者等は、原子力災害から身を守るため、施設管理者および施設職員の指示に従うものとする。

(地域住民等との連携協力)

第6条 原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民および入院患者等の家族等と十分連携協力して行うものとする。

第2章 原子力災害事前対策

(原子力災害対策委員会の設置等)

第7条 施設における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、施設管理者を委員長とする原子力災害対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の下に、委員長の指名する者を責任者とする情報班、教育班、訓練班、備蓄・点検班を設置する。なお、各班の責任者を委員会の委員とする。

(委員会の開催等)

第8条 委員会は、〇箇月に1回開催する。ただし、緊急に開催する必要がある場合には、その都度委員長が招集する。

2 委員会は、次の各号について審議検討するものとする。

- (1) 原子力災害避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集に関すること。
- (3) 避難先病院、避難経路、避難手段および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 入院患者情報に関すること。
- (6) 食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入院患者移送資機材等の確保に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

(緊急連絡体制等の整理)

- 第9条 情報班は、市の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するほか、原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集方法を確立する。
- 2 情報班は、緊急時における入院患者の家族等への連絡方法を確認する。また、あらかじめ選定された避難先病院と、連絡方法や受入れ手順等を確認する。
- 3 原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集方法は、別表1のとおりとする。

(原子力災害防災教育)

- 第10条 教育班は、市の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての職員の理解と関心を高める原子力災害防災教育を行う。
- 2 原子力災害防災教育は、次の各号について行うものとする。
- (1) 原子力災害に関する基礎的知識
 - (2) 避難計画の周知徹底
 - (3) 原子力災害時に職員が具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 避難先病院、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
 - (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
 - (6) 避難生活に関する知識
 - (7) その他原子力災害防災対策について必要な知識

(原子力災害避難訓練)

- 第11条 訓練班は、市の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。
- 2 原子力災害避難訓練は、年〇回以上実施するものとし、職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。なお、必要に応じて、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。
- 3 原子力災害避難訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

(備蓄および点検)

- 第12条 備蓄・点検班は、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、入院患者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。
- 2 備蓄・点検班は、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検および消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。
- 3 備蓄物資の種類および数量は、別表2のとおりとする。

(避難先病院、避難経路、避難手段および避難方法)

- 第13条 原子力災害時において入院患者および職員を集団的に避難させる場合に備え、避難先病院、避難経路、および避難手段を別表3のとおり定める。
- 2 前項で定めた内容は、施設内に掲示する等適当な方法により入院患者および職員に周知するものとする。

第3章 緊急事態応急対策

(応急対策本部の設置)

- 第14条 施設管理者は、市等から、志賀原子力発電所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設内に施設管理者を本部長とする応急対策本部を設置する。
- 2 応急対策本部は、本部長、副本部長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班で編成し、副本部長および各班の責任者は組織の委員となる。

(本部長および副本部長の職務)

第 15 条 本部長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

2 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

(情報の伝達および応援要請)

第 16 条 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。

2 連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、市(町)の災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。

3 連絡調整班は、本部長の指示のもとに、原子力災害時緊急連絡網(別表 1)により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。

(施設の安全確認)

第 17 条 安全確認班は、原子力事故等が発生した場合は、施設および危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避および避難に備えた措置を講じる。

(応急物資の確保)

第 18 条 応急物資班は、原子力事故等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品等、入院患者移送資機材、原子力防災資機材および非常用自家発電機を確保する。

(屋内退避)

第 19 条 本部長は、市(町)災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。

2 各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト(別表 4)をもとに活動するものとする。

3 入院患者等は、職員の指示に従うものとする。

(避難準備)

第 20 条 避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、本部長の指示に従い、入院患者に現在の状況を伝達し、入院患者の安全確認を行うとともに、不必要な不安および動揺を与えないようにするものとする。

2 本部長は、市(町)災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、入院患者の避難準備をさせるものとする。

3 本部長は、市災害対策本部に対し、入院患者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達および人員の派遣など避難に関する情報提供を行うものとする。

(避難)

第 21 条 本部長は、市災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入院患者および職員を避難させるものとする。なお、入院患者のうち、早期退院が可能な患者については、退院を勧奨し、退院にあたっては、あらかじめ定めた方法により家族等への引継ぎを行うものとする。

2 搬送が困難な患者については、症状が安定するまで、気密性の高い部屋に退避するものとする。

3 搬送する入院患者は、避難先病院と受入れのマッチング(避難先病院が複数ある場合)、および適切な搬送手段が確保された者から、順次、避難を開始する。

4 各班は、あらかじめ定めたチェックリスト(別表 2)(別表 4)をもとに活動するものとする。

5 入院患者は、職員の指示に従うものとする。

6 連絡調整班は、避難先病院に出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡する。

7 連絡調整班は、入院患者の家族に避難先病院、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡する。

8 避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入院患者のケアを行う。

9 避難誘導班は、避難先病院に到着後、本部長に連絡する。

10 応急物資班は、避難先病院で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。

11 本部長は、入院患者を避難させた場合には、市災害対策本部に報告するものとする。

第4章 避難中の対策

(避難先病院における医療支援等)

第22条 救護班は、避難先病院における医療活動に協力する。

(入院患者等の健康状態の把握・健康管理および入院患者家族等への連絡)

第23条 救護班は、入院患者の避難完了時および入院患者の健康状態に変化があった場合には、入院患者家族および関係機関等へ連絡する。

※様式別表1 原子力災害時緊急連絡先一覧(外部・内部)

別表2 備蓄品・非常時持出品リスト

別表3 避難先病院、避難経路および避難手段等

別表4 行動チェックリスト(平常時・非常時)

(参考資料)

- ・搬送時本人確認カード

別表 1

原子力災害時緊急連絡先一覧

【医療機関名：

】

《外部》

区分	名称	電話番号	FAX 番号	Eメール
県防災担当課	危機対策・防災課			
市防災担当課	環境安全課			
県医務担当課				
市福祉担当課	健康福祉課			
羽咋消防署				
羽咋警察署				
北陸電力(株)				
受入れ先病院	〇〇〇〇病院			

《内部(職員)》

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	参集方法	参集時間
				携帯メール		
					徒歩	分

別表 2

備蓄品・非常持出品リスト

【医療機関名：〇〇〇〇病院】

分類	品名	持出	数量	保管場所	使用期限
食糧・飲料	白米(〇〇入)		〇ケース	〇階倉庫	
	5年保存水(〇〇入)		〇ケース	〇階倉庫	
医薬品					
衛生用品					
診療情報					
医療機器					
移送用具					
その他					

別表 3

避難先病院、および避難手段、避難経路一覧

避難者氏名	〇〇〇〇	男性	〇〇歳	透析			
添乗者名							
避難先病院	〇〇〇〇病院						
	住所：石川県〇〇市〇〇〇						
避難手段	入院患者については、県または市が確保した避難用のバス、救急車等により避難を行う。						
避難経路	<p style="text-align: center;">避難元：〇〇〇〇病院</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"> 国道〇号 ↓ 〇〇IC ↓ 国道〇号 ↓ 国道〇 ↓ </td> <td style="width: 33%;"> 国道〇号 ↓ 国道〇号 ↓ 国道〇 ↓ </td> <td style="width: 33%;"> 国道〇号 ↓ 国道〇〇〇号 ↓ 国道〇〇〇号 ↓ 国道〇 ↓ </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">避難先：〇〇〇〇病院 住所：石川県〇〇市〇〇町〇〇 電話：***-***-****</p>				国道〇号 ↓ 〇〇IC ↓ 国道〇号 ↓ 国道〇 ↓	国道〇号 ↓ 国道〇号 ↓ 国道〇 ↓	国道〇号 ↓ 国道〇〇〇号 ↓ 国道〇〇〇号 ↓ 国道〇 ↓
国道〇号 ↓ 〇〇IC ↓ 国道〇号 ↓ 国道〇 ↓	国道〇号 ↓ 国道〇号 ↓ 国道〇 ↓	国道〇号 ↓ 国道〇〇〇号 ↓ 国道〇〇〇号 ↓ 国道〇 ↓					

搬送時本人確認カード

病院名		患者種別		担当医	
利用者	フリガナ		生年月日	T・S・H・R 年 月 日生	
	氏名		性別	男 ・ 女	
			血液型	型	
			病名		
特記事項					
連絡先	フリガナ		自宅電話		
	氏名	(続柄)	緊急連絡先		

※電子カルテ等で同等の情報が出力できる場合は、既存帳票による代用でも結構です。

カードの項目は必ずしも必須ではありません。プライバシーに十分に配慮して記載してください。
患者種別は、記号で記載してください(乙：精神病床に入院している患者 空欄：その他の患者)。

別表 4

原子力防災に関する行動チェックリスト案(災害発生時)

【医療機関名:

】

1 避難準備

区分	チェック項目	結果
組織の編成	応急対策本部を立ち上げる	
	各班に代理者を置く	
	夜間等避難誘導者等が不足・不在の場合の初動対応を円滑に進めるため、少人数体制における初動体制を確認する	
情報収集	地元自治体の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報など、最新の情報を把握する	
	県・市ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市の対応状況、施設がとるべき対応を収集する	
招集・参集方法	県および市の災害対策本部の担当窓口連絡し、今後の情報伝達方法を確認する	
	当直職員は、緊急連絡網により、職員への参集要請を行う(夜間・早朝の場合)	
	非番職員は、自分や家族の安全を確保できた場合には自主的に参集する	
安全確認	施設設備の安全確認を行う	
応急物資の確保	備蓄品・非常持出品リストをもとに、入院患者の状況に応じた物資を必要量確保している	
外来患者等の退去	外来患者および出入りする全ての者(見舞客、出入業者等)への退去等の指示	

2 屋内退避

区分	チェック項目	
避難行動	入院患者および職員は、速やかに施設内(屋内)に退避する	
	外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、場合によってはシャワーを浴びる	
	入院患者を窓側から離し、施設の中央に退避させる	
活動内容	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする	
	空調設備、換気装置を止める	
	食品にフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管する	
	飲料水を密閉できる容器に入れる	
	外で着ていた服はビニール袋に入れ、しっかりと口を閉じる	
家族等への連絡	入院患者の家族等に施設の対応状況を伝える	
避難準備	搬送が困難な患者と、避難する患者を決めておく	
	搬送時本人確認カードを作成する	
	速やかに避難ができるよう、役割分担表に定められている項目の準備、点検を行う	
	市災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、あらかじめ定めた避難先病院、避難経路および避難手段の状況を確認する	
	避難に必要な車両や資機材、人員を確認し、不足する分は市災害対策本部に応援を求める	
	自主防災組織および近隣の他施設に応援要請の検討を始める	

3 避難指示

区分	チェック項目	結果
避難前	市災害対策本部に避難先病院、避難経路および避難手段に変更がないか確認する	
	早期退院が可能な患者は、退院を勧奨し、家族に引き継ぐ	
	家族が勝手に連れ帰ることがないように、職員立合のもと、入院患者や引受者の氏名、引継ぎ時刻を記録し、市(町)災害対策本部に対し、報告する	
	搬送が困難な患者は、気密性の高い部屋に退避する	
	入院患者に状況を説明し、落ち着かせてから、あらかじめ定めていた避難方法により、院内の避難場所まで誘導する	
	火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する	
	携行品、非常持出品を確保し、県または市町が確保した避難車両に積み込む	
	入院患者を避難させる場合は、避難先等で本人確認できるよう搬送時本人確認カードを患者に付帯させる	
避難中	入院患者および職員は、避難場所への移動中はマスクおよび外衣を着用する	
避難完了後	市災害対策本部に連絡する	
	避難元医療機関に連絡する	
	入院患者の家族等に避難先病院および健康状況を伝える	

〇〇〇施設原子力災害時避難計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、羽咋市地域防災計画(第5編原子力災害対策編)第2章第10節第3に基づき、〇〇〇(以下「施設」という。)における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力発電所の原子力事故による災害から、施設利用者および職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、施設利用者および職員に適用する。

(施設管理者の役割)

第3条 施設管理者は、本計画に基づき、施設職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(施設職員の役割)

第4条 施設職員は、施設管理者の指揮のもと、利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(施設利用者の役割)

第5条 施設利用者は、原子力災害から身を守るため、施設管理者および施設職員の指示に従うものとする。

(地域住民等との連携協力)

第6条 原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民および入所者の家族等と十分連携協力して行うものとする。

第2章 原子力災害事前対策

(原子力災害対策委員会の設置等)

第7条 施設における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、施設管理者を委員長とする原子力災害対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の下に、委員長の指名する者を責任者とする情報班、教育班、訓練班、備蓄・点検班を設置する。なお、各班の責任者を委員会の委員とする。

3 委員会は、施設に防災対策を審議する組織が別にあるときは、これに替えることができる。

(委員会の開催等)

第8条 委員会は、〇箇月に1回開催する。ただし、緊急に開催する必要がある場合には、その都度委員長が招集する。

2 委員会は、次の各号について審議検討するものとする。

- (1) 原子力災害避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集に関すること。
- (3) 避難場所、避難経路、避難手段および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 入所者情報に関すること。
- (6) 食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入所者移送資機材等の確保に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

(緊急連絡体制および入所者情報の整理)

第9条 情報班は、市(町)の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するほか、原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集方法を確立する。

2 情報班は、緊急時における入所者の家族等への連絡方法を確立するほか、入所者個々の心身の状態等を記載した入所者情報カード(別紙1)を作成するものとする。

3 原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集方法は、緊急連絡先一覧(別紙2)のとおりとする。

(原子力防災教育)

第10条 教育班は、市(町)の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての入所者および職員の理解と関心を高める原子力防災教育を行う。

2 原子力防災教育は、次の各号について行うものとする。

- (1) 原子力災害に関する基礎的知識
- (2) 避難計画の周知徹底
- (3) 原子力災害時に入所者および職員が具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
- (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
- (6) 避難生活に関する知識
- (7) その他原子力防災対策について必要な知識

(原子力災害避難訓練)

第11条 訓練班は、市(町)の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

2 原子力災害避難訓練は、年〇回以上実施するものとし、入所者および職員が参加して、情報の伝達避難誘導を連携して行うものとする。なお、必要に応じて、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。

3 原子力災害避難訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

(備蓄および点検)

第12条 備蓄・点検班は、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、入所者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

2 備蓄・点検班は、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検および消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。

3 備蓄物資の種類および数量は、備蓄品・非常持出品リスト(別紙3)のとおりとする。

4 前3項の備蓄は、施設の防災対策等のため別に備蓄があるときは、これに替えることができる。

(避難場所、避難経路、避難手段および避難方法)

第13条 委員長は、県および市(町)と協議して、原子力災害時において入所者および職員を集団的に避難させる場合に備え、あらかじめ避難場所、避難経路、避難手段および避難方法を定めるものとする。

2 前項で定めた内容は、施設内に掲示する等適当な方法により入所者および職員に周知するものとする。

3 避難手段および避難方法は、入所者情報カード(別紙1)にも記載するものとする。

第3章 緊急事態応急対策

(応急対策本部の設置)

第14条 施設管理者は、市(町)等から、△△△△原子力発電所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設内に施設管理者を本部長とする応急対策本部を設置する。

2 応急対策本部は、本部長、副本部長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班で編成し、副本部長および各班の責任者は組織の委員となる。

(本部長および副本部長の職務)

第 15 条 本部長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

2 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

(情報の伝達および応援要請)

第 16 条 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。

2 連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、市(町)の災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。

3 連絡調整班は、本部長の指示のもとに、緊急連絡先一覧(別紙 2)により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。

(施設の安全確認)

第 17 条 安全確認班は、原子力事故等が発生した場合は、施設および危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避および避難に備えた措置を講じる。

(応急物資の確保)

第 18 条 応急物資班は、原子力事故等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品等、入所者移送資機材、原子力防災資機材および非常用自家発電機を確保する。

(屋内退避)

第 19 条 本部長は、市(町)災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。

2 各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト(別紙 4)をもとに活動するものとする。

3 入所者は、職員の指示に従うものとする。

(避難準備)

第 20 条 避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、本部長の指示に従い、入所者に現在の状況を伝達し、入所者の安全確認を行うとともに、不必要な不安および動揺を与えないようにするものとする。

2 本部長は、市(町)災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、入所者の避難準備をさせるものとする。

3 本部長は、市(町)災害対策本部に対し、入所者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達および支援者の派遣など避難に関する情報提供を行うものとする。

4 入所者の家族等への引継ぎは、あらかじめ定めていた方法により行うものとする。

(避難)

第 21 条 本部長は、市災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入所者および職員を避難させるものとする。

2 各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト(別紙 4)をもとに活動するものとする。

3 入所者は、職員の指示に従うものとする。

4 連絡調整班は、入所者の家族に避難先、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡する。

5 避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入所者のケアを行うほか、避難後も避難場所での体制が整うまでの間のケアを行う。

6 応急物資班は、避難場所で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。

7 本部長は、入所者を避難させた場合には、市(町)災害対策本部に報告するものとする。

第4章 避難中の対策

(避難場所における入所者のケア等)

第22条 避難場所での入所者のケアについては、当該施設の施設設備の状況を踏まえて、可能な限り避難前と同レベルのサービス提供に努めるものとする。

2 避難が長期化する場合等には、入所者がより環境の整った入所施設に転所できるよう検討を行うものとする。

(物資および人員の確保)

第23条 応急物資班は、入所者のケアに必要な物資や介護職員等人員の不足状況を随時把握し、市(町)の災害対策本部に対し、不足する物資および人員の確保を要請する。

(入所者等の健康状態の把握・健康管理)

第24条 救護班は、避難場所に避難した時点および毎日定時に、入所者の健康状態を把握し、異常があった場合には、医療機関等と連絡を取り適切に対処する。

2 救護班は、入所者に適切な食事の提供がなされるよう、入所者個々の健康状態や栄養管理情報に基づき、特別食等の提供を市(町)の災害対策本部に要請する。

(入所者家族等への連絡)

第25条 施設管理者は、入所者の避難完了時および入所者の健康状態に変化があった場合には、入所者家族および関係機関等へ連絡する。

(別紙1)

入所者情報カード

利用者番号		担当者名種別 (避難誘導責任者)	
利用者	フリガナ	生年月日	T・S・H・R 年 月 日生
	氏名	性別	男 ・ 女
		血液型	型
留意事項	既往歴	生活機能に関する留意事項	※障害・介護の程度などを具体的に記入
	現病歴		
	栄養・運動	意思疎通方法	※普段行っている方法を記入
	服用薬		
	避難手段	※避難場所までの移動手段を記入	
	避難方法	※避難にあたってどのような支援が必要か具体的に記入	
連絡先	フリガナ	自宅電話	
	氏名	緊急連絡先	
		勤務先	
緊急時における引継希望		有 ・ 無	

※既存の入所者情報リスト等で代用できる場合には作成不要です。

(別紙 2)

緊急連絡先一覧

【施設名:〇〇〇〇】

《外部》

区分	名称	電話番号	FAX 番号	Eメール
県防災担当課	危機対策・防災課			
市防災担当課	環境安全課			
県福祉担当課				
市福祉担当課	健康福祉課			
羽咋消防署				
羽咋警察署				
北陸電力(株)				
受入れ先施設	〇〇〇〇			

《内部(職員)》

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	参集方法	参集時間
				携帯メール		
施設長					徒歩	分

別表 2

備蓄品・非常持出品リスト

【施設名:〇〇〇〇】

分類	品名	持出	数量	保管場所	使用期限
食糧・飲料	白米(〇〇入)		〇ケース	〇階倉庫	
	5年保存水(〇〇入)		〇ケース	〇階倉庫	
医薬品					
衛生用品					
診療情報					
医療機器					
移送用具					
その他					

行動チェックリスト(災害発生時)

【施設名:】

1 避難準備

区分	チェック項目	結果
活動内容	応急対策本部を立ち上げる	
	万一の避難に備えて、避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検し、障害物があった場合は除去する	
	入所者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる	
情報収集	テレビ、ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う	
	県・市ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、施設がとるべき対応を収集する	
	市の災害対策本部の担当窓口連絡し、今後の情報伝達方法を確認する	
招集・参集方法	収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する	
	当直職員は、緊急連絡網により、職員への参集要請を行う。(夜間・早朝の場合)	
避難準備	非番職員は、自分や家族の安全を確保できた場合には自主的に参集する	
	屋内退避または避難指示が出された場合の担当業務内容を確認し、避難準備を開始する	

2 屋内退避

区分	チェック項目	結果
避難行動	入所者および職員は、速やかに落ち着いて施設内(屋内)に退避し、安全を確保し、被ばくを低減する措置を講じる	
活動内容	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする	
	空調設備、換気装置を止める	
	食品にフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管する	
	飲料水を密閉できる容器に入れる	
活動内容	入所者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに、経過観察する	
	入所者を窓側から離し、施設の中央に退避させる	
	外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、場合によってはシャワーを浴びる	
情報収集	外で着ていた服はビニール袋に入れ、しっかりと口を閉じる	
	テレビ、ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う	
	県・市ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市の対応状況、施設がとるべき対応を収集する	
家族等への連絡	収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する	
	事前に確認している連絡方法により、入所者情報カードに記載している入所者の家族等に入所者および施設の状況を伝える	
避難準備	市災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する	
	入所者の避難に必要な資機材と人員を確認し、不足する分は県および市町災害対策本部に応援を求める	
	自主防災組織および近隣の他施設に応援要請の検討を始める	
	速やかに避難ができるよう、役割分担表に定められている項目の準備、点検を行う	

3 避難指示

区分	チェック項目	結果
避難行動	市災害対策本部から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する	
	市災害対策本部から指示があった避難場所、避難経路および避難手段の状況を確認する	
	市町災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、避難の具体的な手順を確認する	
	火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する	
活動内容	携行品、非常持出品を確保し、避難車両に積み込む	
	入所者に状況を説明し、落ち着かせてから、あらかじめ定めていた避難方法により、避難場所まで誘導する	
	入所者および職員は、避難場所への移動中はマスクおよび外衣を着用する	
	避難が完了したときは、市町災害対策本部に報告する	
情報収集	テレビ、ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う	
	県・市ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、施設がとるべき対応を収集する	
	収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法により、入所者情報カードに記載している入所者の家族等に入所者および施設の状況を伝える	
応援要請	入所者の避難に必要な資機材と人員を確認し、不足する分は県および市災害対策本部に応援を求める	
	自主防災組織および近隣の他施設に応援要請の検討を始める	

※既存の入所者情報リスト等で代用できる場合には作成不要です